

令和 5 年 5 月 8 日

4・5・6 年生保護者 様

熊本市立託麻北小学校 校長 小倉 秀俊
〃 部活動振興会会長 牟田口仁志
校区体協託麻北クラブ振興会会長 松本 清次

2023 年度部活動部員募集、部活動総会のお知らせ

陽春の候、保護者の皆様におかれましては、ますますご健勝のことと拝察いたします。

さて、本校では本年度も教育活動の一環として部活動を運営してまいります。入部を希望される保護者の皆様は、別紙「託麻北小学校部活動運営規約」、「部活動振興会会則」、「熊本市立小・中学校『運動部活動の指針』（概要版）」を熟読され、5月18日（木）PTA総会後の部活動総会及び各部会に、必ず参加されますようお願いいたします。

また、併せて、本校部活動より移行した校区体育協会の託麻北クラブ振興会総会と各クラブ会も行われます。託麻北野球クラブ、託麻北バレーボールクラブ、託麻北サッカークラブへの加入を予定されている保護者の皆様も、必ず参加されますようご案内いたします。

なお、本校部活動及の入部・入会について、以下の項目をご参照願います。託麻北クラブにつきましては、各別紙の託麻北クラブから出されるプリントをご覧ください、直接お問い合わせください。

1. 入部、入会の手続き【本校部活動】

5月18日（木）の部活動総会後の各部会の時に、各部の担当者へ「部活動入部申込書」を提出してください。申込書を提出された後に正式入部となります。

* 今回配付した全ての資料を、部活動総会時にもご持参いただくようお願いいたします。

2. 部活動の活動内容

【活動日】

基本的に、練習日は火曜日。場合によっては木曜日も活動することがあります。

音楽部は年に数回、土曜日・日曜日の行事で演奏することがあります。

【活動時間】

午後4時15分～5時30分（準備、後始末を含みます。）

【指導者及び部費など】

部	音楽部	総合運動部
活動場所	音楽室	体育館及び運動場
担当	宮崎 熊谷 金子 長野奈 森 坂元 丸山 宮田	水上 高畠 溝淵 徳永賢 藤森 上村 大沢 西村 橋本 上坂 太田 松木 嶋村 小林
部費	500円/月 ※金額は昨年度のものです。変更 になる場合があります。	なし

3. 部活動総会、託麻北クラブ総会及び各部会、各クラブ会

- ① 日時 令和5年5月18日（木）PTA 総会終了後（15:30を予定）
- ② 場所 体育館
- ③ 内容 部活動運営規約、託麻北クラブ運営規約、活動計画、質疑など
- ④ 体育館全体会の後に各部・クラブの会を開きます。場所は次のとおりです。

部名	会場
音楽部	音楽室
総合運動部	理科室

クラブ名	会場
バレークラブ	2-1 教室
野球クラブ	1-2 教室
サッカークラブ	1-3 教室

託麻北小学校部活動運営規約

部活動は託麻北小学校の教育活動の一環として、教育活動のなかに位置付けられ、意図的・計画的に行われるものである。また、部活動は、託麻北小学校の児童の健全な心身の発達を目指し、豊かな人間性の育成を図ることを目的に行われるものである。

従って、部活動は、児童の発育発達段階に応じた指導がなされなければならないとともに、児童が心身の健康を増進し、また生涯にわたって生活を豊かにするために、運動や文化活動に親しむ素地となるものでなければならない。児童の発育発達を無視した技術指導や長時間にわたる練習、勝利至上主義、対外試合への過熱化などは厳に慎まなければならない。

託麻北小学校では、学校教育活動の一環としての望ましい部活動の姿を求めて、熊本市立小・中学校「運動部活動の指針」及び文化部活動申し合わせ事項に則り、ここに託麻北小学校部活動運営規約を設け、部活動の運営の基本とする。

1.各部は本規約に基づき活動を行う。

2.指導者

各部の部長及び指導者は、原則として本校の教職員をもってあてる。教職員の中に指導者がいない場合は、校長が適任者を外部指導者に委嘱する。

3.部活動対象学年及び入部

A 入部は4年生以上とする。

B 入部希望者の保護者は、所定の手続きをして入部させ、あわせて振興会に入会するものとする。

C 退部の際は保護者自筆の退部届を、所属する部長まで提出する。

4.活動

活動日については、前月末までに計画表を部長が校長に提出し、承認を得る。

A 活動日

ア 週日数は3日以内とし、休養日を4日以上設ける。

イ 土曜日・日曜日・祝日には活動を行わないものとする。ただし、特別な場合は児童の発育発達からみて無理のない範囲で活動し、休養日を他の日に確保する。

ウ 第1日曜については、一切の活動をしない「完全休養日」とする。

B 活動時間

ア 平日の活動時間は、原則として1時間30分以内とする。

イ 活動時刻は、午後４時１５分～午後５時３０分を原則とする。但し、日没等を考慮し、各部の計画にそった活動を行う。特に、冬季においては日没が早いため、児童が安全に帰宅できるようにする。

ウ 休日（土曜日・日曜日・祝日）は、原則として休養日とする。ただし、活動する必要がある場合は、活動時間は２時間程度とする。

Ｃ 長期休業中及び大型連休の活動は、その意義をふまえ、ある程度まとまった休養日を設け、児童に十分な休養を与えるとともに、指導者自身もリフレッシュできる機会をつくる。

5.大会参加等

A 運動部

小学校体育連盟の主催又は共催の大会ならびに市の主催事業のみに学校教育活動として参加できることとする。また、年度当初に計画され、校長の承認を受けた大会に限るものとする。

B 文化部

教育団体、または教育委員会が主催する大会等とする。また、年度当初に計画され、校長の承認を受けた大会に限るものとする。

6.練習試合託麻北小学校部活動運営規約（次頁）

A 練習試合は、大会も含めて月に２回までとする。

B 練習試合は、校内を原則とするが、特別な事情で校外での活動をする場合は、事前に校長の承認・確認を受ける。その際、往復は保護者の送迎、歩行、公共交通機関を利用することを原則とする。

7.大会参加及び練習試合の承認

A 大会参加及び練習試合については、部長が事前に校長の承認を受ける。

B 月練習計画の中に試合日・場所・時間などを明記し、開催要項等を添付する。

8.規約の施行について

この部活動運営規約は、平成７年５月１９日より施行する。

一部改正により、平成１０年４月２０日より施行する。

一部改正により、平成１４年５月３０日より施行する。

一部改正により、平成１５年５月１６日より施行する。

一部改正により、平成１６年４月２１日より施行する。

一部改正により、平成１７年４月２２日より施行する。

一部改正により、平成１８年４月２６日より施行する。

- 一部改正により、平成23年5月9日より施行する。
- 一部改正により、平成29年5月11日より施行する。
- 一部改正により、平成30年5月11日より施行する。
- 一部改正により、令和元年5月15日より施行する。
- 一部改正により、令和5年5月18日より施行する

補則

補則として、以下の活動を学校教育活動以外の活動として定める。特に、学校教育活動以外の活動については、保護者の責任において参加する。

1.大会参加等

A 運動部

大会参加は、5-②に該当しない大会とする。

B 文化部

教育団体、または教育委員会が主催する大会以外の大会とする。

2.練習試合

A 月に2回を超える練習試合。

3.大会参加及び練習試合の承認

A 大会参加及び活動については、部長が校長の確認を得、部活動振興会会長の承認を受ける。

B 月活動計画の中に試合日・場所・時間などを明記し、開催者の公文を添える。

4.その他の活動

A 大会及びその他の活動の参加については、教育的配慮のもとに取捨選択して年間計画を立て、校長の指導及び振興会長の承認を受ける。

B 大会等に参加する場合、学校は保護者に対し次のことを指導する。

ア大会参加は保護者が責任を負うものであり、スポーツ傷害保険などに加入の上参加すること。

イ児童の心身の発達から見て、活動(大会等)の規模、日程に無理がなく学業にも支障がないこと。

ウ主催者が大会等に参加する児童の保護について、適切な配慮を行っていること。

エ活動(大会等)の参加に要する経費の負担が過重にならないこと。

オ活動(大会等)が営利などの目的に利用されないこと。

託麻北小学校部活動振興会会則

第1条（名称及び事務局）

本会は託麻北小学校部活動振興会と称し、事務局を託麻北小学校におく。

第2条（目的）

本会は、託麻北小学校児童の健全な心身の発達を目指し、スポーツ及び文化活動を通して豊かな人間性の育成に寄与することを目的とする。

第3条（事業）

- ・本会は、前条の目的を達成するために次に事業を行う。
- ・本会は託麻北小学校の方針の基づいた部活動運営規約に沿い、部活動運営の側面的運営を行い、各部活動の振興・育成を図る。
- ・その他、本会の目的達成に必要な事業を行う。

第4条（会員）

本会は、託麻北小学校部活動に入部した児童の保護者及び本会の主旨に賛同するものによって組織する。

第5条（役員）

本会に次の役員をおく。

- 会長（1名）副会長（1名）理事長・会計（部活動主任）
- 理事（各部部長、各部後援会長）

第6条（役員の仕事）

- ・会長は、本会を代表し、会務を総括する。
- ・副会長は、会長を補佐し、会長不在の場合はその職務を代行する。
- ・理事は、本会の企画運営にあたり、理事長がこれを総括する。
- ・会計は、各部の庶務、会計事務を担当する。

第7条（役員を選出）

- ・会長は、託麻北小学校PTA会長の兼務とする。
- ・副会長は、PTA副会長のうち1名が兼務する。
- ・理事長は、部活動主任がこれにあたる。
- ・理事は、各部部長、指導者、後援会長とする。

第8条（役員の仕事）

役員の仕事は1年とし、再任を妨げない。

第9条（役員会）

- ・役員会は、第5条の役員をもってこれを構成する。
- ・役員会は、会長が召集する。
- ・役員会は次のことを行う。
 - ト 託麻北小学校部活動運営規約（裏面）
 - チ ア部活動の振興、育成を図ることについての協議
 - リ 会則の改正、審議
 - ロ その他の必要事項

第10条（顧問）

- 本会に顧問をおくことができる。
- ・託麻北小学校校長
 - ・会長がとくに必要と認めたもの

第11条（総会）

- ・総会は、第4条の会員をもって構成し、会長が召集する。
- ・定期総会は、5月末までに開催し、必要に応じて臨時総会を開くことができる。
- ・総会は、役員会における決定事項の報告を受ける。
- ・その他の必要事項について検討する。

第12条（活動）

- 本会の活動は、各部において、次のことを行う。
- ・各部の振興、育成
 - ・練習への協力体制づくり
 - ・大会参加などの協力援助
 - ・部活動振興、育成を図るための経済援助
 - ・その他の必要事項

第13条（会計）

- ・本会の運営費は、各部の会員の納入する会費を持ってこれにあてる。
- ・振興会の会計担当は、各部の会計より徴収する。

第14条（年度）

本会の事業及び会計は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

第15条（付則）

- この会則は、昭和59年4月1日より施行する。
- 一部改正により平成10年5月16日より施行する。
 - 一部改正により平成26年5月15日より施行する。
 - 一部改正により平成29年5月11日より施行する。
 - 一部改正により平成30年5月11日より施行する。
 - 一部改正により令和2年5月15日より施行する。

託麻北小学校部活動 入部申込書

熊本市立託麻北小学校 校長 小倉秀俊 様
" 部活動振興会会長 牟田口仁志 様

下の事項を承知したうえで、部活動への入部を申し込みます。

- 「熊本市立小・中学校の『運動部活動の指針』」に基づいた活動であること
- 「託麻北小学校部活動運営規約」「部活動振興会会則」に沿った活動であること

※必ず上の□にチェックをしてください。

令和 5 年 月 日

部活動名		部	
児 童	氏 名		
	生年月日	平成 年 月 日	年 組
保 護 者	氏 名	①	
	住 所	熊本市東区	
	電話番号		

※保護者の直筆でお願いします。

【5月12日までに担任の先生に提出してください。】

※昨年度入部していた人も、新たに提出をしてください。

熊本市小学校「部活動の指針」(概要版)〔熊本市教育委員会〕

運動部活動については、平成26年7月に学校関係者による検討部会を設置し、保護者、教職員対象のアンケート結果や、関係団体から聴取した意見等を踏まえながら、「小学校運動部活動の在り方」について検討を行い、平成28年9月、小学校の運動部活動について、児童にとって適切なスポーツ環境を確保するための見直しを行うための取組方針を決定し、これをもとに市立小学校の「運動部活動の指針」の改定を行い、平成31年(2019年)4月1日に施行した。

また、文化部活動については、平成30年11月に学校関係者による「文化部活動の在り方に関する検討委員会」を設置し、教職員対象のアンケート結果、関係団体から聴取した意見等や「運動部活動の指針」を踏まえながら、小・中学校文化部活動の在り方について検討を行い、平成31年3月に取組方針を決定し、これをもとに市立小・中学校の「文化部活動の指針」を作成した。

熊本市は、運動部活動の指針と文化部活動の指針を統合し、ここに「熊本市立小・中学校『部活動の指針』」として改めて示した。

1 小中学校における部活動について

各学校では、児童生徒にとって魅力ある部活動を推進し、課題解決に向けて本指針を規準としてとらえ、学校の指導方針を見直し、関係者の共通理解を図ることが必要である。指導にあたっては、児童生徒の心身の発達の特性をとらえて行うこと特に、身体的発達を科学的にとらえた適切な内容と方法を考慮することと、児童生徒の立場に立って、その興味、関心、意欲を大切にすることが重要である。

2 指導方法の確立

部活動の指導にあたっては、学校教育の立場から、その運営が一部の教員や保護者、外部指導者の意思で行われることなく、部活動にかかわる全員の共通理解と協力により、学校としての指導方針に従って行う必要がある。

3 部の設置と位置づけ

部活動は学校教育活動であり、学校の教育計画の中に明確に位置付ける必要がある。

4 指導者

- (1) 顧問 各部の顧問は、教員および部活動指導員をもって充てる。
- (2) 外部指導者 教員・部活動指導員以外に指導者を求める場合には、教育に対する理解と指導者としての資質を備えた人を校長が外部指導者として委嘱する。
- (3) 部活動指導者の要件(教員・部活動指導員・外部指導者)
 - ①学校の部活動方針に沿って指導すること。
 - ②児童生徒の発達段階や健康状態に応じて、無理のない計画を立て、指導すること。
 - ③安全には十分配慮して指導すること。
 - ④緊急時の対応に備えておくこと。
 - ⑤勝利至上主義や、大会(コンクール)等入賞に偏った指導に陥ることなく、活動の機会を平等に与えるなど、教育的配慮のもと指導すること。
 - ⑥日頃から保護者、学級担任等との連携を図り、相互理解に努めること。
 - ⑦体罰、セクハラ行為の禁止はもちろんのこと、指導中の言動に十分注意すること。

(4) 指導にあたっての禁止事項

- ①密室における1対1での個別指導
- ②マッサージ（指導者から児童生徒、児童生徒から指導者へのマッサージ）や児童生徒へのセクハラ行為
- ③児童生徒への体罰や暴言
- ④不明瞭な金銭の管理と使用
- ⑤その他、適正な部活動の推進を阻害する行為

5 指導

指導にあたっては、校長を中心に、部活動担当者はもちろん、学級担任その他全職員が連携を密にし、相互の協力態勢を整え、活動状況や活動の実態を十分掌握し、さらに保護者とも連携を保ちながら活動を進めるよう配慮することが大切である。

6 保護者

学校において、各部の顧問、指導者、保護者代表を交えた部活動に関する会議を定期的に設けるなどして、部活動に対する理解と協力を図る。また、情報を交換し、学びあい、部活動に関する諸問題の防止や解決につなげる。

7 経費

部活動の経費については、各学校の予算の範囲内において運営の工夫に努める必要がある。そのうえで、受益者負担の原則から、ある程度の活動負担はやむを得ぬものであるが、必要かつ最小限度の負担にとどめるようにする。

8 練習、練習試合及び大会（コンクール）等について《小学校》

小学校の部活動は、児童の発達段階から考え、運動や文化及び芸術の楽しさや喜びを味わわせ、心身の健やかな発育や、心豊かな成長を促進させることが大切である。特に、活動については、児童がゆとりのある自由な時間が確保できるよう工夫し、効率化を図るようにする。

【小学校部活動の練習日、練習時間、練習試合、大会（コンクール）等の範囲と回数】

	運動部活動	文化部活動
練習日	週3日以内	
休養日	週4日以上 ※土・日曜日、祝日は、原則として休養日。第1日曜日は完全休養日。 長期休業日は、ある程度まとまった休養日を設けること。	
練習時間（準備及び後片付けを含む）	平日：1時間30分以内 土・日曜日、祝日、長期休業日に必要な場合：長くとも2時間程度 ※練習時間には準備及び後片付けを含む	
練習試合、大会（コンクール）等への参加	練習試合、大会参加は合わせて月2回以内。	大会（コンクール）、地域行事への参加は月2回以内。

- 活動計画については、前月末までに顧問が校長に提出し承認を得るようにする。また、活動計画についてはホームページに掲載し、公表する。
- 練習試合（運動部活動のみ）の範囲は、市域内とする。
- 運動部活動においては、小学校体育連盟の主催又は共催の大会並びに市の主催事業のみに参加できる。
- 参加に際しては、事前に顧問が大会（コンクール）名、期日、会場、引率責任者等を明記した計画書を校長に提出し、承認を得る。
- 入部は、4年生以上を原則とする。ただし、学校の実情に応じて校長が認める場合には、3年生以下を入部させることができる。
- 活動中は、常に児童の健康状態を把握し、安全確保を最優先とする。
- 児童の安全確保活動中は、常に児童の健康状態を把握し、安全確保を最優先とする。大雨、高温、落雷などの気象状況、光化学スモッグ、PM2.5などの大気汚染、台風、地震などの災害により児童の安全確保が困難な場合は、速やかに中断、中止など必要な対応を行う。